

各位

殿

令和03年03月 特 日

裁判正常化道志会

有志 山村 三郎 同 小林 秀

同 巫 召鴻 同 吉田 卓朗

同 林 一郎 同 青木 春子

電話

通信 rousa@juno.ocn.ne.jp

司法へのコンピューター採用の提案

はじめに

この度、在任七年八か月に及ばれた安倍晋三前首相が健康上のご理由で勇退され、菅義偉氏が新首相に就任されました。私たちは、菅氏の就任を祝い、難門が積み重なっている日本国の現状を打開し、よい方向に導いてくださることを強く望んでおります。

菅新首相は、早くから各分野におけるコンピューター技術の積極的な応用と適用を重視し、たとえばデジタル庁の新設を提案されておられました。菅新内閣では、平井卓也氏がデジタル改革担当大臣に任命され、早期のデジタル庁の開設の意欲を語られております。私たちは、二十世紀に確立された人類の決定的な新技術であるコンピューターによる情報処理系を重視され、社会の運用に応用していこうとする慧眼に、強い尊敬の念を感じます。それとともに、デジタル庁における検討課題に、私たちの提案を付け加えていただけるよう強くお願いするものであります。

裁判の実施におけるコンピューター技術使用の可能性について

私たち裁判正常化道志会は2000年代の中ごろから、日本の裁判や司法制度の改革を目指して、様々な活動を行ってきました。その動機は、会に集まってきた多くの市民が関与した裁判における判決のために、それぞれに、人格的、財産的あるいは市民的な権利において深刻な被害を受け、その主要な原因は、裁判そのものの欠陥にあると考えるに至ったことにあります。私たちは、社会的な欠陥を改善するために、司法制度改革や、司法に携わる人員の倫理的な意識変革を展望して、さまざまな方式を検討し、あるいは運動を展開してまいりました。裁判が正常であるということは、事実に基づいた公平で公正な判断が常に下されることですが、一義的には判断を下す主体である裁判官が職業倫理に基づく良心と必要な水準の知的能力を具備し、独立して職務を遂行することです。私たちは、裁判官が社会正義を認識して、良心にもとづく判断を行うことが、正常な裁判の根本であると考え、裁判官の自覚を求めてきました。しかし、日本の裁判所では、自覚した裁判官が裁判所において居場所を失う司法行政が長く続いているといわれており、単に裁判官の良心の目覚めに期待するだけでは、公平、公正な裁判を望むことは困難とも思わざるを得ず、その事実は多くの文献で確認されております。結局、裁判の正常化のためには、関連法規の

裁判被害

倫理・良心

一部見直しを含む、法改正と裁判司法の公正な運用の改善など、司法制度の改善・改革が必要であることは、議論の余地はないと考えております。

私たちは、その改革の一つの要素として、最高裁に於いても相応に準備は進行中であると聞きますが、早期なコンピューター技術の裁判における大胆な応用が、非常に有望ではないかと考えております。人工知能の技術を応用して、社会の多様な分野に利用するという考え方は、古くから研究され、実施されてきたものであり、エキスパートシステムのような明らかな成功例もあります。従来、極めて専門的で、人道的な道徳の自覚と困難な判断を要求されると考えられてきた医学診療の方面でも、人工知能の応用と実用化がかなりの程度すすんでいて、たとえば COVID-19 の社会的な予防にも応用されております。

IT 応用

これに対して、人が人を裁くというデリケートな性格をもつ司法の分野に、この技術を応用することは、既得権益にしがみつくと司法人員の思惑は別にしても、なお慎重でなければならない問題であります。しかし、公平な裁判の実施という司法の機能を冷静に分析した場合、コンピューターを利用した情報処理技術や、人工知能の応用の範囲は、非常に大きく、その期待される効果の程度も大きいことが確認されます。

現在の裁判の実施は、コンピューター技術はおろか、情報の保持に関する最も基本的な方式について、非常に保守的であり、録音の記録や映像の記録についての使用も極めて限定的です。記録の本体は紙媒体によることが墨守されており、書面作成も、特に司法行政文書、判決や調書などの裁判書面については、デジタル媒体を通して行われることが通常となっている現状においても、それらは補助的な記録として軽視され、極めてずさんに扱われている傾向にあります。デジタル技術が広範に使用でなかった IT 革命以前の記録においては、記録できる情報量は制約されており、重要な情報や代表的なものに限定し、また判決書以外の証拠や書面は保存せず、限定された記録をのちの判断の規範とするという方法が採られておりましたが、それは応用可能な技術系の制約によるものでしかありません。

技術伴走

裁判被害

そもそも裁判における判断の形成は、事件に関する情報の把握と先例や法に関する情報体系の理解と個別事件への適用によります。仮に、現状の処理系において、裁判官の倫理的な良心と独立性が理想的に確立している場合でも、不完全な知識に由来する強い制約が判断の正しさをゆがめる可能性を否定できません。しかし、その判断の形成過程というものは、コンピューターを使用する情報処理や人工知能の能力が極めて良好に発揮される分野の作業です。つまり、コンピューター技術を大胆に応用し、裁判の実施に適用することが、効率的な裁判の実現のみならず、裁判の公平性と公正性を保証するためにも極めて有用であることは疑う余地もありません。私たちは、すでに、有力な新技術が使用可能になっているにもかかわらず、あえて数千年前に確立したともいえる紙媒体による記録方式にこだわるのは、賢明な選択とは言えないと考えます。

効率化

その根拠のすべてをここで語りつくすことはできず、そもそも応用の可能性を模索するプロジェクトの研究活動の行うべき分野を含むものですが、少なくとも次のような事柄が、自明の理として確認できます。

1. 圧倒的な情報量

コンピューターを利用する情報処理技術は、紙ベースの情報保管方式に比べ、圧倒的に多量かつ、多様な情報を保管し、取り扱うことができます。情報は、文字による文書はもちろん、音声、画像、映像などの形式を含みます。多量の情報は、人間の能力では管理することができず、判断の混乱をもたらしますが、コンピューター技術はそのような人間の能力の限界を大幅に超えております。

処理能力

2. 判断を導く推論過程の有効性

公正

コンピューターの論理的な推論能力は、プログラミングの品質に依存する面はありますが、持続性、統一性において、人間の能力に劣らないことは、将棋やチェスのプログラミングの優越性で確認されております。また、人間の能力に限られるとされていた、総合的な判断力についても、ディープラーニングを応用した囲碁のプログラミングの成功により、実証されております。

3. 先入観からの解放

公平推論

人間の判断が、先入観から自由であることは困難です。先入観や定型的な思考パターンに縛られた判断は、不合理な固定的な結論に至り、裁判の当事者の人権を損なう結果になる可能性があります。人工知能による推論過程に対する制約は、人間のそれに比べて、圧倒的に解放されております。

4. 組織防衛、自己保身の目的などの排除

独立確保

公正で公平な裁判の実現は、基本的には高潔な人格の裁判官の良心によって保障されるとされますが、裁判官も公務員であり、上部機関による給与や任地などの差別化による管理を受け、また、裁判所はそもそも戦後一貫して、権力の意向に対して従順であり、原則を捻じ曲げた判決を出すことを避けられない状態でした。人工知能による判断は、このような要因から自由であり、判決のゆえに身分的に不利になることを恐れる必要もありません。そのような意味で、人工知能の判決は、人脈や権力のしがらみから離れた独立性を保持できるものであると言えます。

私たちは、裁判において、少なくない冤罪や誤判があるという認識で一致しておりますが、その原因について、完全に解明しているわけではありません。最大の論点は、誤判や冤罪の発生は、判決を確定させた裁判官の善意の誤解や力不足によるものなのか、あるいは悪意によるものなのかという点です。一般には、裁判官には誤判の責任は問えないにしても、職業的な生涯保証との優遇は、私たちが検討した多くの事例から見て、そのような種の楽観論は成り立たないと考えております。多くの裁判で、裁判官は故意に不公正で不公平な判決を下すことをためらわないし、また、多くの裁判官では、彼らの良心の土台になる本性に、強い偏見と一般人を軽んじる上級市民意識があることが隠し切れない事実として確認でき、ある場合にはそれを誇示する場面もあります。

冤罪誤判

私たちは、2014年8月より、裁判司法研究会を定期的で開催して、この問題についても研究活動を続けてきました。その研究の成果も、前述の認識の根拠となっておりますが、実際の事件に関する司法の措置を例示することで、異常な裁判が常態化していることを示

判例比較

すことができます。たとえば、卑近な例として、「平成 30 年刑(わ)659 号公務執行妨害被告事件」を「平成 26 年検 9152 号 傷害被疑事件」と比較することで、司法の実態を極めて明白に知ることができます。前者は、裁判で命じられた遺骨の引き渡し方法についてのあいまいな点を裁判所の担当部署に問い合わせに行った当事者が、対応した裁判所職員に訴えられ、職員を暴行したとして、逮捕起訴された事件です。暴行したという職員の言い分は当事者には覚えのないもので、当事者の妻は暴行していないと証言し、根拠は職員本人の訴えと職員の同僚の証言だけでした。職員が言う暴行というのは、当事者が平手で押したというもので、職員が押されてぐらついたという程度のものでした。しかし、当事者は逮捕起訴され、裁判官は職員たちの言い分を取り上げて、当事者に執行猶予付きではありますが、1 年の有罪判決を言い渡しました。後者は、当事者が加害者の家を訪問していたところ、玄関で突き飛ばされ、戸の角に激突して、右腕に内出血したというものです。被害者と加害者の間には準遺産相続にかかわる問題があり、その点に触れられたくない加害者は被害者との付き合いを嫌い、被害者を恨んでいます。しかし、大事な問題であり、被害者は加害者と話し合う必要があります。被害者が訪れると、加害者は警察に通報するなどして、話し合いを拒否、訪れることができない状況を作ってきています。準遺産相続に関して被害者が抱えている問題を、なきものにできることが加害者の利益に一致しています。被害者が訪れると加害者は攻撃的になり、何度もこのような暴行を繰り返してきております。被害者に明らかに負傷させたにもかかわらず、訴えに対して、警察は起訴しませんでした。この二つの事件の取り扱いの際立った差異は、司法における偏見や差別の横行をはっきりと示していると言えます。詳細は、添付資料を参照してください。（[粗雑判例集#1](#)）

疎んで

偏見差別

以上のような理由により、裁判司法に対するコンピューター技術の応用は、日本の裁判司法の品質と効率を向上させる確実な可能性があります。私たちは、新内閣において、デジタル庁の設立を目指して、コンピューター技術の応用を推進することを目指している方針に、強く賛同します。そのうえで、この技術を司法の運用に対して大胆に应用、適用することを目標の一課題として設定され、当分野の推進を強く望むものであります。

これの果実は、裁判所予算 3,2/1000 千億円へも具体的に貢献すると共にその波及効果と国家的利益は、あらゆる面に及ぶことが想定でき、国民の司法への関心をも高め且つ、法曹司法の責任と自覚高揚へもつながり、導入による利益は多岐にわたると確信します。

これ程の国民的利益を想定できる事情にあっても、三権分立での独立とゆう国体が大きく立ちほだかり、強くその改革を拒んできている実情がありました、これを今回真の国民の立場として行革をキッカケとした司法にも新しい時代に即した衣を着装させて欲しいと希求いたします。また案件によっては、緊急性が求められているのも事実であることを付加いたします。

採用希求

そして当改革は、関係部署の案件への職責とその自覚を大きく変容できその効果が期待できます。そこへ部分的法制度の改善が伴えば、共々最善な果実が期待できます。

ぜひ、一考が賜れることをご祈念申し上げます。